

令和 6 年 4 月 30 日

川辺中学校
保護者 様

川辺町立川辺中学校

令和 6 年度 学校徴収金等の預金口座振替について

新緑鮮やかな季節を迎えました。日頃は、本校の学校教育の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、学校徴収金等について、ご登録いただいた預金口座から振替にて集金させていただきます。初回の預金口座振替を 5 月 7 日 (火) に行い、引き続き裏面のように実施しますのでよろしくお願ひします。

記

1 口座振替する学校徴収金等の種類

- (1) 学年費 (教材費、その他諸経費) ー 学年毎に全生徒から集金します。
- (2) 修学旅行積立金 ー 1 年生と 2 年生の 2 年間で集金します。
- (3) PTA 会費 ー 6 月と 10 月の 2 回に分けて、長子の生徒から集金します。

2 振替日

毎月 7 日 (7 日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)

*振替日はこの日だけで、再振替はしません。

事前に預金残高を確認し、振替不能にならないようご協力ください。

3 振替手数料

1 回の振替につき、1 件あたり 10 円の手数料が必要です。

*口座振替時に 10 円も含めて振替えますのでご了承ください。

4 振替結果の通知と振替不能の取扱い

<振替できた家庭>

経費の節減と事務の簡素化のためその旨の通知はしませんので、預金通帳を見てご確認ください。

<振替できなかった家庭>

毎月 15 日前後に「学校徴収金等口座振替 未納のお知らせ」を配付します。こちらを受け取られましたら、1 週間以内に、現金または振込にて学校へお支払ください。詳しくはそちらをご覧ください。